

# 転出届並びに転出証明書郵送請求書

異動日 (住み始めた日)	年 月 日			
これからの住所 (アパート名等)			世帯主	
これまでの住所 (アパート名等)	笛吹市		世帯主	
異動者 (転出される方全員をご記入ください)	氏名(ふりがな)		生年月日	職員記入欄
	1		年 月 日	個人番号カード 住基カード 有・無・申 有・無
	2		年 月 日	個人番号カード 住基カード 有・無・申 有・無
	3		年 月 日	個人番号カード 住基カード 有・無・申 有・無
	4		年 月 日	個人番号カード 住基カード 有・無・申 有・無
	5		年 月 日	個人番号カード 住基カード 有・無・申 有・無

届出日	令和 年 月 日		
届出人署名	Ⓜ		
電話番号 (日中の連絡先)	( ) —		

<b>【個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方へ】</b>	
有効期限内の個人番号カードもしくは住基カードをお持ちの方は、特例による転出・転入(通常転出時に発行する転出証明書の代わりに個人番号カードまたは住基カードを使った転入)を行うことができます。希望される方は「希望する」に○を付けてください。  ※異動日(住み始めた日)から14日以上を過ぎての届出の場合、カードは失効し特例での届出ができなくなります。	希望する ・ 希望しない
<b>【転出証明書の再発行の方へ】</b>	
転出証明書の再発行を希望される方は「再発行」に○を付けてください。転出証明書の再発行が認められる事由は転出証明書の紛失、汚損、破損、特例による転出を取りやめ、転出証明書の発行を希望される方に限られます。 ※再発行をご希望の場合は定額小為替300円の送付が必要になります。	再発行

**【届出に必要なもの】** ①この届出書(太枠内に記入し、署名捺印して下さい。)  
 ②運転免許証、個人番号カード等の顔写真付のものは1点  
 顔写真付のものがない場合は2点のコピー (期限内のものに限ります。)  
 ③244円分(特定記録郵便)の切手を貼った返信用の封筒(新住所のみ送付可能です。)  
 ※③は特例転出、海外転出の方は不要です。  
 ④転出証明書再発行ご希望の方に限り定額小為替300円(郵便局で購入)

**【送付先】** 〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部809番地1 笛吹市役所 戸籍住民課  
 電話 055-262-4111(代表) 内線247・248

※転出する方の個人番号カード・住基カードは、新住所での転入手続きが必要となりますので、失くしたりこの請求書と一緒に郵送することのないようご注意ください。